

佐賀県訓令甲第十三号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の統括本部の項を削り、同表の循環型社会推進課の項の次に次のように加える。

スポーツ課	鳥栖市	プロサッカーの振興に関すること。
-------	-----	------------------

第二条の表の生産者支援課の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程は、平成二十四年四月一日から適用する。